

## アドボケイト制度導入に対する見解

2022年2月14日

公益社団法人 日本精神神経学会

理事長 久住 一郎

### 【背景】

我々日本精神神経学会は、精神科医療の現場における人権擁護制度確立の必要性についてこれまで議論を重ねてきた。平成28年3月に当学会精神保健福祉法委員会が作成した『精神保健福祉法改正に関する委員会見解』の中でも新たな人権擁護制度の確立を盛り込むべきと訴えてきたが、改正法案には反映されなかった。

非自発的入院が存在する精神科病床における入院患者の人権擁護については、精神保健福祉法において精神医療審査会および実地指導などの監視システムが存在するがその機能は不十分である。また、これまで精神科病院において入院患者に対する虐待事件が何度もおきており、入院患者の人権が十分に守られにくい状況が実在する。このような精神科医療における特性を鑑み、入院患者の人権に配慮し擁護する仕組みを整えることは、精神科医療において適切な医療を提供することと同じく非常に重要であると考えられる。

本見解は、今後導入が検討されている精神障害者に対する権利擁護制度（アドボケイト制度）について、諸団体より提示された指針等の情報を踏まえ、その目的および運用指針について日本精神神経学会の立場を示すものである。本来アドボケイトは、意思決定やその行使について困難な状況におかれている精神障害者全体に対して、精神科医療だけでなく生活全般に関して包括的な支援を提供すべきものである。しかし現在の精神医療保健福祉において、まず権利擁護に関して取り組むべき対象は精神科病床に入院中の患者と考え、今回は支援対象を精神科入院患者に限定した制度として提案する。

### 【導入目的】

我々が提案するアドボケイト制度は、精神科病床で入院治療を受けているすべての患者の人権を擁護し、また彼らが権利を適切に行使できるように「意思の決定と表明」と「本人が希望する実効性のある支援の提供」を可能とすることを目的としている。

### 【アドボケイトとは】

本来「アドボケイト」は代弁者を意味するが、本制度における「アドボケイ

ト（権利擁護員）」は権利擁護サービスの提供者を意味し、以下の役割を持つものとする。

#### ①情報の共有

- ・ 患者が置かれている状況について、本人が感じていることや希望することの把握に努める。
- ・ 患者の要望に応じて、患者が置かれている状況の理解を援助する。
- ・ 入院に至った経過や退院請求・処遇改善請求の申請手続き等について、可能な限り情報を提供する。

#### ②情報収集

患者の今後の生活について必要な情報の収集を行う。必要に応じて病院等に対して情報提供を請求する。

- ・ 法制度についての情報
- ・ 入院中および退院後の生活における行政や支援団体のサービスについての情報
- ・ 転医先となりうる医療機関についての情報

#### ③患者の意思表示に関する援助

- ・ 患者が現在受けている治療、今後受けることになる治療に関して、自身の希望を主治医や病院スタッフに表明できるよう援助を行う。
- ・ 患者が自身の希望や意思を家族、支援者や病院のスタッフに表明できるよう援助を行う
- ・ 患者の望むサービスの利用が可能になるように支援者に対して助言する
- ・ 退院支援委員会に同席し、意思表示の支援を行う。
- ・ 患者が退院請求や処遇改善請求を希望する場合に、意見表明の際に同席するなど患者の意思表示の支援を行う。

#### ④医療提供者に対するモニタリング

医療者が適切な医療を提供しているか、患者の権利擁護について適切な配慮を行なっているかを適宜調査する。

### 【法的根拠】

精神障害者に関わる権利擁護に関する法律としては、「障害者総合支援法」や「障害者虐待防止法」などがあるが、この制度は精神科病床に入院中の「患者」を対象とした権利擁護が目的のため、精神保健福祉法の中に位置づけ、そ

のための法改正が必要と考える。

この制度を実効的に運用していくために、法文中に自治体の責任および入院を担当する医療機関の責任を明確に書き込む必要があり、さらに法文、もしくは政省令・通知のレベルで、入院時にアドボケイトが利用できる権利を告知することが自治体もしくは医療機関の責任として明記される必要がある。

#### 【精神科医療権利擁護センター（仮称）の設置】

本制度の質を担保し中立性を保つため、一定の地域毎（都道府県単位）に行政機関や精神科医療機関から一定の独立性を有する「精神科医療権利擁護センター（仮称）：以下同センター」を設置する。同センターは、アドボケイト活動の質を担保するための教育の提供や、アドボケイト登録制度の運営および利用希望者に対して登録アドボケイトの紹介を行う。

また、アドボケイトの活動やそれに対する医療機関側の対応が適切に行われているかは定期的あるいは随時に評価されるべきであるため、同センターはアドボケイトの機能評価を行い、必要に応じてアドボケイトへの指導・助言を行う。さらに権利擁護について精神保健医療福祉関係者のみならず、一般市民に対しての普及啓発事業も担う。

同センターの活動は精神保健福祉法下での業務として位置づけられるため、その運営は自治体予算で賄われる。

#### 【アドボケイトの要件と登録アドボケイトについて】

アドボケイトは患者の希望が忠実に表明されるよう努めることを本質とするため、医療者が提案する治療を受けるよう促すことや、患者の決定を誘導・評価することはしてはいけない。臨床的知見や社会的環境に関わらず、患者の権利行使において揺るぎない支援者であるため、本人と直接の利害関係がなく、行政機関やその患者が入院している医療機関等とも責務の相反なく独立し、決定権を有さない存在であることを明確にする必要がある。

当制度においてはまずアドボケイトに必要な知識を習得した「登録アドボケイト（仮称）」による権利擁護活動を導入し、登録アドボケイト以外の人もアドボケイトとして活動できるようなシステムの構築については今後の検討課題とする。

登録アドボケイトは専門資格の規定はおかないが、同センターが提供するアドボケイト事前研修（仮）を修了したうえで、同センターに登録される。患者は、登録アドボケイトを利用する場合、同センターから紹介を受け利用することとなる。登録アドボケイトのサービスは無料で利用できる。

また、同センターの管轄地域ごとに、同センター、精神科医療機関、精神保健にかかわる行政機関等で、精神科病院における権利擁護に関する協議会（仮称「精神科医療権利擁護地域協議会」）を設置・運営し、地域内のアドボケイト活動のモニタリングを行い、権利侵害がみられるあるいは強く疑われる事案に対しては、医療機関側へ是正勧告や行政機関への通告を行うことができる。

#### 【アドボケイト活動の実際】

精神科医療機関は入院患者に対し、入院時および適宜、アドボケイトの役割、入院患者がアドボケイトを利用する権利があること、利用を希望する場合の連絡先である精神科医療権利擁護センターについて口頭および文書で説明し、またそれを記した掲示を病棟内に設置しなければならない。自治体も精神科医療機関に対してこれを行わせるようにしなければならない。また、精神科医療機関は、入院患者が精神科医療権利擁護センターへの連絡をする権利を制限することはできない。

利用を希望する入院患者は、精神科医療権利擁護センターに連絡をする。同センターは患者の希望の概略を聞き、適切と思われるアドボケイトを選定して派遣し面会させる。精神科医療機関は、アドボケイトの入院患者との面会を制限することはできない。アドボケイトは、入院患者と直接面会し上記のような活動に従事する。必要な場合は複数回の面会を行う。

アドボケイトはその活動に関して守秘義務を有する者とみなされ、活動において知り得た個人情報のみだりに開示することはできない。

#### 【おわりに】

本制度の実効性を確立するためには、治療および地域生活支援において役割を担う医療機関や生活支援団体、行政機関がこの制度に対して協力し、積極的に関与していくことが大前提である。さらに精神医療審査会が本来の機能を十分に果たすことが極めて重要であると思われる。アドボケイトが参入することによって、患者の権利が擁護されるのみならず、精神科医療がより一層開かれたものとなり、社会の精神科医療に対する理解が促進されることを期待する。